

建築物環境計画書の対象拡大等について

1. 建築物環境計画書（取組評価書）の対象拡大

○：義務対象 △：任意対象 —：対象外

環境配慮措置	延床面積[m ²]						
	5,000超		2,000~5,000		2,000未満		
	現行	再構築後	現行	再構築後	現行	再構築後	
エネルギーの使用の合理化	断熱性	○	○	△	○	—	△
	省エネ性	○	○	△	○	—	△
	再エネ導入	○	○	△	○	—	△
資源の適正利用	○	○	△	△	—	—	
自然環境の保全	○	○	△	△	—	—	
ヒートアイランド現象の緩和	○	○	△	△	—	—	

【提出義務】

①

②

① 環境配慮措置 4 分野全て ② 「エネルギーの使用の合理化」分野のみ

- ・ 2,000~5,000 m²は「エネルギーの使用の合理化」以外の分野、2,000 m²未満は「エネルギーの使用の合理化」分野に関し、任意で提出可能

2. 「再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討」の対象拡大

(1) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討

建築物及びその敷地に設置し、主として当該建築物の運用のため、再生可能エネルギーを変換、又は直接利用する設備の導入に関する検討を行う。

対象設備： 太陽光発電、太陽熱、地中熱、バイオマス、その他
 検討項目： 設置可能場所及び面積、荷重条件、導入有無、導入容量（導入を予定する場合）
 導入を見送る場合の理由 等

建築物環境計画書の対象拡大に合わせて、再生可能エネルギー利用設備の導入検討の義務対象も拡大

(2) 義務対象

【現行】

【再構築後】

建物延床面積 5,000 m²超 → 建物延床面積 2,000 m²以上

3. 再生可能エネルギーを含む電力の利用検討義務の導入

(1) 導入理由

- 都内の新築建築物は、高層の建物や狭小地へ建築される建物が多い。
 - ・ 太陽光発電設備等を設置しても、発電した電力だけでは建物の消費電力を賄うことが不可能
 - ・ 太陽光発電設備等の設置が困難



再生可能エネルギーが多く含まれる電力を調達（オフサイト）し、その電力を当該建物で使用する場合には、建築物環境計画書で評価する仕組みを新たに導入

(参考) エネルギー環境計画書制度

都内に電気を供給している小売電気事業者は、供給電力の再生可能エネルギー利用率や CO₂ 排出係数等を都へ毎年度報告し、都はその結果を公表

対象事業者：160 事業者
 （2016 年度実績）

電気事業者名	CO ₂ 排出量 千t-CO ₂	CO ₂ 排出係数 kg-CO ₂ /kWh	再生可能 エネルギー利用率 %	
アーバンエナジー株式会社	1	0.238	0.551	41.61
株式会社アイ・ブリッド・ソリューションズ	2	0.480	0.450	0.72
アストモスエネルギー株式会社	1	0.354	0.455	26.06
株式会社アップルツリー	0	0.151	0.373	22.91
株式会社イーセル	0	0.447	0.475	10.32

出典：「ご存知ですか？ 私たちが使う電気の環境性」リーフレット（2016 年度版）より抜粋

新築建築物において、上記制度で公表された環境性の高い電気を選択することを促すとともに、建築物環境計画書の中で評価を行う。

(2) 検討義務の対象建物

- 義務対象： 延床面積 2,000 m²以上の建物
 - ・ 「再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討」と合わせて検討を実施（義務対象は同じ）
 - ・ 記載項目に関しては今後検討する